



栃木県公報

平成28年
3月10日(木)
号外
第11号

目次

教育委員会

- 平成27年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定…………… 1
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 2
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正…………… 3

人事委員会

- 平成27年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則の制定…………… 3
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正…………… 4
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 4
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正…………… 5
- 地域手当の支給に関する規則の一部改正…………… 7
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 8
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正…………… 8
- 単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正…………… 8

教育委員会

栃木県教育委員会規則第一号

平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県教育委員会

平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第五条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条又は栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十八号。以下「平成十八年給与条例」という。）附則第六条の規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第五号。以下「平成二十七年勧告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 改正後の給与条例 平成二十七年勧告改正給与条例による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）をいう。
- 四 改正前の給与条例 平成二十七年勧告改正給与条例による改正前の栃木県公立学校職員給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成十八年給与条例附則第六条及び平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成十八年給与条例附則第六条及び平成二十六年給与条例附則第五条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第三号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額を

もつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（教育委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 へき地手当（次号に該当するものを除く。）
- 三 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第二十一号）第一条の二の規定の適用がある場合におけるへき地手当及び地域手当
- 四 へき地手当に準ずる手当
- 五 超過勤務手当
- 六 夜勤手当
- 七 休日給
- 八 地域手当（第三号に該当するものを除く。）
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十四イの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けること

となつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県教育委員会規則第三号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二への表中「6,790円」を「6,912円」に、「8,779円」を「8,905円」に、「11,488円」を「11,500円」に改め、別表第二一の表中「6,790円」を「6,912円」に、「7,501円」を「7,627円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(教職員課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第一号

平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成二十七年勧告改正給与条例の施行に伴う給与の支給に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十五号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第六条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号。以下「平成十八年給与条例」という。）附則第七条の規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第三号。以下「平成二十七年勧告改正給与条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 改正後の給与条例 平成二十七年勧告改正給与条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）をいう。
- 四 改正前の給与条例 平成二十七年勧告改正給与条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成十八年給与条例附則第七条及び平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成十八年給与条例附則第七条及び平成二十六年給与条例附則第六条の規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第四号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 地域手当（第四号に該当するものを除く。）

36	36	64	63
37	37	64	63
37	37	64	63
38	38		

める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を待って号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第四号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	3 種
	円 413,300	円 367,600	円 307,800
1年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
1年以上2年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
2年以上3年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
3年以上4年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
4年以上5年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
5年以上6年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800
6年以上7年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800

7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500

32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第五号

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 地域手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の二・九」を「百分の三・二」に改める。

附則第四項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表中「百分の十八」を「百分の十八・五」に、

百分の十三	神奈川県のうち 横浜市 埼玉県のうち さいたま市	を
百分の十五	神奈川県のうち 横浜市	に
百分の十四	埼玉県のうち さいたま市	

改める。

第二条 地域手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の三・二」を「百分の三・三」に、「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

附則第四項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附則別表を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の地域手当の支給に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百五十」を「六月に支給する場合には百分の百五十」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「百分の百九十」を「百分の百九十」、十二月に支給する場合には百分の百七十（特定幹部職員にあつては、百分の二百十）に改め、同条第二号中「百分の七十」を「六月に支給する場合には百分の七十」に、「百分の九十」を「百分の九十」、十二月に支給する場合には百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「六月に支給する場合には百分の百五十」を「百分の百六十」に、「以下この号及び次号」を「次号」に、「百分の百九十」を「百分の百九十」、十二月に支給する場合には百分の百七十（特定幹部職員にあつては、百分の二百十）を「百分の二百」に改め、同条第二号中「六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十」、十二月に支給する場合には百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を「百分の九十五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第七号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和五十五年栃木県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（扶養親族のある職員に含まない職員）

第三条 条例第二十一条第二項第一号イの人事委員会規則で定めるものは、別表第二に掲げる地域に居住する扶養親族のない職員のうち、次に掲げるものとする。

一 条例第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、全ての当該住居）と別表第二に掲げる地域内の事務所で人事委員会が定めるものとの間の距離のうち最も短いもの（次号及び第七条第一項第二号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるもの

二 条例第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が六十キロメートル以上であるもの

別表第二中「第七条」を「第三条、第七条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第八号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第三号」を「から第五号まで」に、「七千円、第四号に掲げる交通距離であるものにあつてはその額に六千円、第五号に掲げる交通距離であるものにあつてはその額に七千円」を「八千円」に、「五千円」を「六千円」に改め、同項第一号及び第二号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第三号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第四号中「二万円」を「二万四千元」に改め、同項第五号中「二万六千円」を「三万二千元」に改め、同項第六号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第七号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第八号中「四万三千円」を「五万二千元」に改め、同項第九号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第十号中「五万三千円」を「六万四千元」に改め、同項第十一号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。